

宜野湾市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年7月6日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

1 監査の期間

令和4年6月1日から令和4年7月6日まで

2 監査の対象

上下水道局 ・ 総務企画課 ・ 業務サービス課 ・ 水道施設課
・ 下水道施設課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和3年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【上下水道局】

○総務企画課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○業務サービス課

項 目	指 摘 事 項
令和3年度水道料金等 コンビニエンスストア 収納事務委託契約につ いて	当該契約の課税事業者届出書の課税期間に錯誤がみられる。適正な事務処理に努められたい。

○水道施設課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○下水道施設課

項 目	指 摘 事 項
公募型指名競争入札に ついて	公募型指名競争入札を執行するにあたって、事務手続きの一部に齟齬が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。